

広島市立大学情報処理センター利用細則

平成24年4月1日

(趣旨)

第1条 この細則は、広島市立大学情報処理センター利用規程（平成24年公立大学法人広島市立大学規程第 号。以下「規程」という。）の規定に基づき、情報処理センター（以下「センター」という。）の実習室の利用及び機器の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(実習室)

第2条 規程第4条に規定する別に定める実習室として利用することができる場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 情報処理実習室1
- (2) 情報処理実習室2

(利用時間)

第3条 規程第4条に規定する別に定める実習室として利用することができる時間（以下「利用時間」という。）は、授業中及び保守整備中を除き、平日の午前9時から午後7時まで（春季休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日は、平日の午前9時から午後5時まで）とする。ただし、本学職員の利用については、授業中及び保守整備中を除き、特に利用時間の制限は設けない。

2 前項の規定にかかわらず、センター長は、必要と認めるときは、臨時に利用時間を変更することができる。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。